

九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和5年3月16日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、経済的理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援することにより婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における婚姻数の増加及び少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、九十九里町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、九十九里町補助金等交付規則（昭和47年九十九里町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を購入し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、住宅の購入及びリフォームに係る費用にあつては婚姻日から起算して1年以内を取得し、又は実施したものを対象とし、リフォームに係る費用にあつては倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とし、賃借費用にあつては勤務先から住宅手当が支給されている場合における住宅手当分に相当する額を除くものとする。
- (3) 引っ越し費用 結婚を機に行われた引っ越しに要した費用であつて、引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦のいずれもが年齢満39歳以下であること。
- (2) 交付申請の時点において、取得できる直近年の所得証明書等を基に、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合、

新婚世帯の所得金額の合算額から貸与型奨学金の年間の返済額を控除した額とする。

- (3) 対象となる住宅が町内に所在し、かつ、第5条の規定による補助金の申請の日において新婚世帯が当該住宅の所在地に住所を有していること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 新婚世帯に町税等の滞納がないこと。
- (6) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引っ越し費用の合計額を対象とし、婚姻日において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を1世帯当たりの上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合 60万円
- (2) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下の場合 30万円

2 補助金の対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書若しくは婚姻届受理証明書
- (2) 所得を証明する書類
- (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (4) 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）
- (5) 住宅の賃貸借契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (7) リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）
- (8) 引っ越しに係る領収書等の写し（引っ越し費用）

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の特例）

第5条の2 第3条の規定を満たす新婚世帯のうち、申請年度の3月31日までに、住居費及び引っ越し費用が発生しない申請者については、申請書に次に掲げる書類を添えて、同日までに町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書

(2) 所得を証明する書類

(3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、結婚新生活支援補助金申請受理証明書（第3号の2様式）により、申請者に通知するものとする。

（追加交付申請）

第5条の3 第5条第2項及び前条第2項による通知を受けた者で、当該申請年度において交付された補助金の合計額が、第4条第1項による上限額に満たないものは、申請年度の翌年度に限り、結婚新生活支援補助金追加交付申請書（第3号の3様式）に次に掲げる書類を添えて提出することで、補助上限額から申請年度交付額を控除した額を上限額として請求することができる。

(1) 交付決定通知又は受理証明書

(2) 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）

(3) 住宅の賃貸契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）

(4) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）

(5) リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）

(6) 引っ越しに係る領収書等の写し（引っ越し費用）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による追加交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定（却下）通知書に

より申請者に通知ものとする。

(変更の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに結婚新生活支援補助金変更交付申請書（第4号様式）に、当該変更に係る書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日以前に第5条第2項の規定による交付の決定を受けた者に対するこの告示の規定は、当該交付を受けた補助金に関する限りにおいて失効日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和7年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日以前に第5条第2項の規定による通知を受けた者又は第5条の2第2項の規定による通知を受けた者に対するこの告示の規定は、当該交付を受けた補助金に関する限りにおいて失効日後もなおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり九十九里町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 婚姻届出日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	月額 円× 月 = 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
	小計 (C)		円
	住居手当 (D)	月額 円× 月 = 円	
	実質家賃負担額 (E)		(C) - (D) 円
	引っ越し	引っ越し日	年 月 日
費用 (F)		円	
合計 (G)		(A) + (F)、(B) + (F)、(E) + (F) 又は (A) + (B) + (F) 円	
3 補助金申請額		円	
※ (G) と第4条第1項を比較し、低い額を記入			
※1,000円未満の端数は切捨て			

<p>4 添付書類</p> <p>※添付する書類にはレ点、添付しない書類には×を記入</p>	<p><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書若しくは婚姻届受理証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 所得を証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 売買契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
<p>5 同意及び確認</p> <p>※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入</p>	<p style="text-align: center;">申請者</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、町税の未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 _____</p>
	<p style="text-align: center;">配偶者</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、町税の未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 _____</p>

第2号様式（第5条関係）

住宅手当支給証明書

年 月 日

九十九里町長 様

給与の支払者
所在地
氏名
電話番号

住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。
記

1. 対象者

住 所	
氏 名	

2. 住宅手当支給状況

(1) 支給している

[年 月現在
住宅手当 月額 円]

(2) 支給していない

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、(1)(2) いずれかに○印を付けてください。
- 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第3号様式（第5条関係）

結婚新生活支援補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

九十九里町長 印

年 月 日付で交付申請のあった九十九里町結婚新生活支援補助金について、次のとおり決定したので、九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

交付決定額 金 円

（却下の理由）

第4号様式（第6条関係）

結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け九十九里町指令第 号で交付決定を受けた補助金について、申請内容を変更したいので、九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
2 事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	月額 円× 月= 円
		敷金	
		礼金	
		共益費	
		仲介手数料	
		小計 (C)	
		住居手当 (D)	
		実質家賃負担金額 (E)	
	引っ越し	引っ越し日	
費用 (F)			
合計 (G)	(A) + (F)、(B) + (F)、(E) + (F)、又は (A) + (B) + (F)		
			円
3 補助金申請額の変更			
※ (G) と第4条第1項を比較し、低い額		円	

第5号様式（第6条関係）

結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

九十九里町長 印

年 月 日付けで変更申請のあった九十九里町結婚新生活支援補助金については、
次のとおり変更の決定をしたので、通知します。

変更交付決定額 金 円

第6号様式（第7条関係）

結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

九十九里町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があった九十九里町結婚新生活支援補助金について、九十九里町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 交付請求書 金 円

2 振込先口座

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第5条の2関係）

第8号様式（第5条の3関係）